

第4回 葛飾区教育振興基本計画策定検討委員会

日 時：令和5年5月17日（水）

午後2時00分～午後4時15分

場 所：葛飾区役所 705・706 会議室

○委員長 皆さん、こんにちは。急な気候の変動で暑くなりましたけれども、お集まりいただきまして感謝申し上げます。定刻になりましたので、これより第4回葛飾区教育振興基本計画策定検討委員会を開始いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては議事録の作成のために録音をさせていただきますので、あらかじめご了解いただければと思っております。

傍聴希望者の確認をいたしますが、いかがでしょうか。

○教育総務課長 本日、お一人から傍聴の申し出がございます。

○委員長 傍聴の方、お入りいただいてよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

— 傍聴者入場 —

○委員長 それでは、議事に入る前に事務局より連絡がございます。

○教育総務課長 冒頭三点ございます。一点目は委員の皆さまの出欠の状況でございます。事前にご連絡を頂戴しております皆さま方のご案内でございます。欠席は、大島委員、鈴木康之委員、大場委員、上田委員、河原塚委員、永島委員から欠席のご連絡を頂戴しています。また、政策経営部長 吉本、欠席でございます。原委員は15分程遅参する旨のご連絡も頂戴しています。

二点目は資料の確認です。まず、事前に送付申し上げている資料は二点。「葛飾区教育振興基本計画」の構成（案）について。そして「葛飾区教育振興基本計画」策定に向けた区の教育振興に関するアンケート調査の補足資料。また、本日机上には、次第、席次表、委員名簿、「葛飾区教育振興基本計画」の体系（案）、「葛飾区教育振興基本計画」策定検討委員会の今後のスケジュール、開催通知です。最後に「葛飾区教育振興基本計画」の策定に向けた区の教育振興に関する「アンケート調査報告書」及び「概要版」を机上に配付させていただいております。不足の資料等ございましたらお申し付けください。なお、アンケート調査の報告書及び概要版につきましては前回の策定検討委員会でお渡しした資料を報告書としてまとめましたので、委員の皆様に配付させていただくものでございます。今後の検討の参考資料としてご活用いただければ幸いです。また、第3回策定委員会の会議録につきましては事前に送付をさせていただいておりますけれども、修正点等ございましたら、会議終了後に事務局までお申し出いただければ幸いです。修正した後に委員長以外の委員のお名前を伏せて区ホームページにアップする予定です。

三点目です。新年度に入りまして変更があったということで、新しい委員のご紹介をさせていただきます。新しい委員の方々には机上に配付をさせていただいております「委嘱状」をもちまして委嘱とさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。新委員のご紹介を申し上げます。机上に配付しております委員名簿をご覧ください。まず、小学校のPTA連合会代表 田中委員です。

○田中委員 小学校PTA連合会の田中と申します。よろしくお願いいたします。

- 教育総務課長 小学校長会代表 石田委員でございます。
- 石田委員 南奥戸小学校校長の石田です。どうぞよろしく願いいたします。
- 教育総務課長 中学校長会代表の加藤委員です。
- 加藤委員 上平井中学校、加藤善一です。よろしく願いします。
- 教育総務課長 最後となりました。学校教育担当部長 佐々木でございます。
- 学校教育担当部長 佐々木でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 教育総務課長 連絡事項につきましては以上でございます。
- 委員長 連絡事項がございました。新委員の方をご紹介いただきましてありがとうございます。資料等について何か不足や質問はございますでしょうか。今の段階でよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、早速、議事に入らせていただきます。先ず「葛飾区教育振興基本計画」の体系（案）について、事務局より説明をお願いいたします。
- 教育総務課長 お配りをしてございます「体系（案）」に基づき、資料の内容について私からご案内を申し上げたいと存じます。

新計画におきますこの体系の案でございますが、先ず左側の列から「基本方針」「施策」「取組内容」という大分類から、それぞれ細分化した分類項目としております。一番右側には「取組内容」という分類に紐づく「主な事業等」。5年度実施をしております事業をご参考までに掲載しています。それでは、現計画の体系にも若干触れながら、体系（案）について説明申し上げます。

現計画は4つの基本方針を定めております。具体的には、基本方針1は学校が取り組むこと、基本方針2は家庭・地域、学校が協働で取り組むこと、基本方針3は教育委員会が取り組むこと、基本方針4は全ての区民が主体となるいわゆる生涯にわたる学びの支援です。

新しい体系（案）につきまして、基本方針は3つとしております。新しい基本方針1は学校教育の分野、基本方針2は家庭・地域・学校の分野、基本方針3は生涯学習としてございます。先ず、基本方針1について説明を申し上げます。

基本方針1は「子ども一人一人が、生き生きと学び生きる力を育む学校教育を推進します」としております。現計画の基本方針1に加えまして、現計画の基本方針3の教育環境づくりの視点もあわせて、学校教育分野の方針として一本化しているものでございます。新しい基本方針1には、5つの施策を掲げております。施策（1）「学力・体力を高める」です。現計画では「確かな学力・体力を身に付けた子どもの育成」になっておりますけれども、新しい体系（案）としては主体が子どもであることを明確にするために表記を変えています。この施策（1）の下には5つの取組内容を掲げております。①学力向上のための取組の充実、②体力向上のための取組の充実、この2つの取組内容については現計画の基本方針1の施策（1）の取組内容と同様でございます。③英語教育の充実です。こちらは取組内容として新たに掲げたものでございます。事業といたしましては、これまでもグローバル人材の育成事業ということで取組を進めてきたものでございます。近年、事業の拡大や新規事業の実施なども行っており、5年度は、幾つか事業の例を申し上げますけれども、ALTを配置した外国語科及び外国語活動、英語体験プログラム、中学生海外交流の充実を図るなどの取組を進めているところでございます。こうしたことから、新計画においては取組内容の1つとして新たに掲げていきたいと考えています。続きまして、④主体性・協働性を育む教育の充実です。こちらは現計画の基本方針1 施策（1）の取組内容の③を継続するものでございます。

⑤幼保小・小中・中高の連携教育の充実です。現計画では基本方針3の施策（1）の取組内容②連続する学びの場の充実としておりますが、取組内容をより具体的に示しているものでございます。

続きまして、施策（2）「自己を確立する」です。こちらも主体が子どもであるということを示す表記としており、新たに掲げているものでございます。この施策のもとには3つの取組内容がございます。①の多様性を尊重する豊かな心の育成。この取組内容は新たに掲げるものでございます。②の豊かな感性と創造性の育成、③の自信と誇りを持てる子どもの育成。これら2つの取組内容は、現計画の基本方針1、施策（1）の取組内容②と③を継続していくものでございます。

続きまして、施策（3）「一人一人を大切にする」です。この施策のもとには5つの取組内容を掲げてございます。①特別支援教育、⑤日本語指導の充実につきましては、現計画の方針3の施策（2）の①と③を継続していくものです。②いじめ防止対策への取組、③不登校対策の充実につきましては、現計画においては基本方針3の施策（2）の取組内容②いじめや不登校などへの対応として現在取り組んでいるものですが、これらを現下のいじめ事案の現状、不登校児童・生徒数の増加といったことを踏まえまして、それぞれの取組をより重点化していきたいという考えのもとにそれぞれ独立して取組内容として掲げたものでございます。④教育相談体制の充実です。こちらも新たに掲げております。現計画では基本方針3の施策（2）取組内容②に含まれていた取組ですが、不安や悩みを抱える児童・生徒や、子育てに悩む保護者への対応などの取組をひとつの取組内容として掲げていきたいと考えています。

次に施策（4）信頼にこたえる学校です。この施策のもとには4つの取組内容を掲げております。①連携・協働する学校づくり、②互いに高め合う教員集団の育成、④開かれた学校づくりの3つの取組内容については、現計画の基本方針1の施策（3）に掲げる3つの取組内容でございます。③教員の資質向上・能力の向上は、現計画の基本方針3の施策（1）の①。これらをひとつの施策のもとに構成いたしまして4つの取組内容としたいと考えております。

次に施策（5）魅力ある充実した学校です。この施策のもとには3つの取組内容を掲げています。現計画では基本方針3の施策（3）に掲げる3つの取組内容で構成しております。この中で、現計画の取組内容であるICT環境の推進の取組内容につきましてはタブレット端末の配付等、ICT環境の整備が一定程度完了したという現状を踏まえ、今後は新たなICT活用などを進めていくという考え方に基きまして、教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進と表記を改めているものでございます。

続きまして、基本方針2は「家庭・地域・学校が連携して子どもの豊かな成長を促します」としております。この方針の下には3つの施策を掲げています。施策（1）「家庭の教育力向上の支援」です。この施策のもとには2つの取組内容を掲げています。①乳幼児期からの家庭教育の充実は、現計画の基本方針2の施策（1）の取組①幼児期における家庭教育の支援という取組内容であったものに乳幼児期という概念を新たに加えまして、かつ、主体が家庭であるということを示す表記に変更しています。②は、地域や学校が家庭教育を支援する取組の推進としております。

続きまして、施策（2）「地域の力による子どもの育ち支援」です。こちらの施策のもとに

は3つの取組内容を掲げております。①青少年育成支援の充実、②学校施設を活用した放課後支援の推進。③学校を支援する体制の整備。いずれの取組内容につきましても現計画の取組を継続していきたいと考えているものでございます。

続きまして、施策(3)「家庭・地域との協働による学校教育の充実」です。こちらの施策のもとには4つの取組内容を掲げてございます。①健康教育の推進。②安全教育の推進。③キャリア教育の推進。これら3つの現計画の取組内容の継続に加えまして、④区立中学校部活動等の充実を新たに掲げていきたいと考えております。こちらは中学校の部活動指導にあたる教員の減少等による部活動の休部や廃部を防ぐために、今も地域の方が部活動の顧問指導員等として活躍いただいております。こうした取組を推進していくことに加えまして、部活動の地域移行という全国的な課題への対応も踏まえながら、子どもたちの部活動環境を充実させていきたいという考え方に基きまして新たに掲げたものでございます。

最後の基本方針3です。「生涯にわたり豊かな学びを支援します」というものでございます。こちらの基本方針のもとには3つの施策を掲げております。施策(1)「誰もが学習・文化・スポーツに親しめる機会の充実」、この施策のもとには3つの取組内容を掲げていきたいと考えております。①区民ニーズや課題を捉えた学習機会の充実、②生涯にわたるスポーツ活動の推進、③学びと自立を支える。

施策(2)につきましては、「学びの成果を地域で生かせる仕組みづくり」としてあります。こちらの施策には3つの取組内容を掲げております。①区民協働による学習・文化・スポーツ活動の推進、②葛飾への愛着が深まる事業の推進、③地域の担い手の養成と支援です。

施策の(3)につきましては、「身近な所で学び、集い、スポーツに親しめる環境づくり」です。こちらの施策のもとには3つの取組内容を掲げております。①学びを促進する環境の整備、②魅力あるスポーツ施設の整備、③利便性の高い図書館の整備でございます。

以上、簡単ではございますけれども、新たな計画の体系(案)の説明でございます。

補足で一点の説明でございます。事前にご送付申し上げておりますアンケート調査の補足資料でございます。本日、製本したものをご用意しておりますけれども、何分にも300ページにわたるものであることから、概要版をご用意したところでございます。概要版は現計画の体系に沿った形で、多くの設問から事務局で分類した形で作成させていただきました。設問も多岐にわたっておりますので、現計画に沿った形で、区民の方々や教員の意見がどのような形になっているのか、見やすいように工夫してをご用意したものでございますので、ご参照いただければと存じます。私の説明は以上です。

○委員長 ありがとうございます。今、教育総務課長から丁寧な説明をいただいたところですので。それでは皆さんから、今の提案についてご意見や質問を賜りたいと思います。方針が3つありますので、3つに区切ってご意見をいただければ有難いと思いますので、よろしく願いいたします。

今ご説明がありましたように、今までは施策が4つあったわけですがけれども、それを3つに整理・統合といいますか、新しくリニューアルしたという提案でございます。特に1と3をあわせて大きな1にする。そして、2の家庭・地域協働というところ。それから4のところは3になるということで提案がございました。どうぞ見ていただいてよろしく願いします。

○委員 内容のことではないのですが、今、有村先生が仰られたとおり、基本方針4つのも

のをいろいろ割り振って3つにしたというよりは、1と3をプラスして基本方針の1としているということだと思います。2つを一緒にして1つの基本方針にしたことは、どういう効果を期待して1つにしたのかお聞きしたいと思います。

○教育総務課長 今、ご指摘いただいたように現計画の基本方針1についても、3についても学校に関するものです。現計画については、ある意味、少し細分化しています。基本方針1は学校が取り組むこと。基本方針3は学校のハードの面も含めての環境づくりということで、教育委員会が取り組むことと細分化しておりました。これらについては、学校教育であることに変わりはないと考えまして一つにまとめ、これに加え、学校、家庭・地域の分野、あらゆる世代の方の生涯学習の分野という3つの分野に分類することで、区民の皆さまに分かりやすくなるのではないかと、私共の議論の結果というところでご理解をいただければと存じます。

○委員長 今の説明でよろしいですか。今、非常に根幹的な話がございましたので、押さえていただくと有難いと思います。この点につきましては、とりわけ、学校関係の方、地域でいろいろ活躍されている方、ご意見があったらお願いします。他にどうでしょうか。

○委員 先ず、体系等のご説明ありがとうございます。普段、私の子どもも学校に行かせていただいておりますけれども、こういう考えのもとに教育を受けさせていただいているところで改めて感謝申し上げます。私が仕事柄、いわゆるIT企業におりまして、このICTやDXについて質問をさせていただければと思います。ご説明の中で、ICTの環境については計画に基づいてほしい整備が終わったというところで、単純な質問で恐縮なのですが、今の整備状況を伺えれば幸いです。もう一つ、(5)②教育DXの推進という新規項目の内容についてはこれから議論されるのでしょうか。もし、決まっているところがあれば、今後の取組について教えていただくと幸いです。

○委員長 取組状況と今後の方向性についてということですか。

○学校教育推進担当課長 ご質問、ありがとうございます。一点目の区の整備状況からご回答させていただきます。先ずは、今、国が全国的に展開しておりますGIGAスクール構想というのがございます。それに基づいて、区につきましても、子どもたち1人1台のタブレット端末を配付して活用いただいているというところが先ず一点ございます。環境面でいいますと、その端末を一人一人使えるようなネットワーク環境も整備しています。各教室においては電子黒板の機能を備えた65型大型提示装置を普通教室と特別教室、共に授業をする場所に設置している状況です。あとは、子どもたちが学習する上でのソフトウェアも充実しているのが現状の整備状況でございます。

二点目、教育DXの推進は、こちらも文部科学省の方針で降りてきているところがあります。大きくは学習の視点と校務の視点と二つございます。特に後者の校務の視点では、先生方に「働き方改革」が求められている状況がありますので、例えば、学校の中でしかパソコンでシステムを使えないという状況を、例えばロケーションフリーという形で、極端な話で言うと、家からでも学校のシステムを使うことが出来るような環境の整備があります。さらに校務の情報と子どもたちの学習のデータなどを組み合わせることで、よりきめ細やかに子どもたちの状況を把握して、一人一人の子どもに応じた指導が出来るようにというところが今後求められていくと思っております。そういったところを今後の計画の中で実現していきたいと考えているところです。

○委員 ありがとうございます。それを受けての追加の質問、よろしいでしょうか。先ず、子どもたちの状況把握というところですね。子どもたちが成長していく過程をその時の担任の先生だけではなくて、ずっと追えていけるという、いわゆるトレーサビリティの観点をDXで実現するというのは非常に重要とっております。それが出来れば保護者としても有難いと思っております。

あと、もう一つが校務の観点です。我々PTA活動のIT化、ITの技術・サービスを用いることに生産性は増しているなどという感覚はございます。一方で、やはり使い慣れているか、知識、リテラシーという部分で個人差が大きくて、使える人、使えない人の差が結構大きいと思っております。そこに対して、教職員の皆様にICT・DXの恩恵を受けていただくというところで、何かそこに対して先生達に教えていくですとか、支援していくという取組はされているのでしょうか。

あともう一つ、PTA活動と先生の動きは非常に連携する、してこそ意味があると思うのですけれども、なかなかそこがセキュリティの関係で、どうしても紙であったり、現地に行き行ってやり取りする機会が多くなっています。その垣根を取り払う可能性はご検討いただいているのかもお考えを伺えれば幸いです。

○委員長 非常に本質的な話、2点ありました。どうぞ、お願いします。

○学校教育推進担当課長 先ず、先生方の支援からご回答させていただきます。今、各学校にはICT支援員を配置させていただいております。苦手な先生等も含めてフォローが出来るように支援員を配置しています。その訪問回数は、先生方の習熟度に応じて検討は必要ですけれども、全く支援がなくなるということは想定していません。基本的には苦手な先生についても、ICT支援員をベースに支援をしていきたいと考えています。

学校とPTAの連携の部分、ICTの活用ですけれども、現状、各学校に対しては保護者への連絡のやり取りのツールを用意させていただいているのが先ずございます。今年度の運用で整理をしたのですけれども、学校と綿密に連携をとる必要がある、例えばPTA活動においては学校が肩代わりする形でPTAの情報を保護者の方に配信をする。同じアプリケーションを使って配信をするということは、学校の方にはやっていただいて構いませんという周知をさせていただいたところです。先ず一旦はそういう形で今あるアプリケーションを最大限活用していただく取組をさせていただいているところです。それ以降につきましては、アプリケーションが今は学校対保護者の専用アプリケーションではあるのですけれども、地域の方々も含めて学校から配信、情報を連携することが多々あると思いますので、それに適したアプリケーション等が出てくる可能性もございます。そういったところは今後注視をしながら、適切なタイミングで導入等を考えていければと考えています。

○委員 うち南奥戸小ですけれども、校長からこの間、アプリケーションの共有をさせていただきまして、そういったご尽力があると理解いたしました。ありがとうございます。

○委員長 非常にいい、具体的ないい進み具合がございますね。非常に大事な指摘をしていただきました。ありがとうございます。今の問題で私も一つだけ聞かせてもらいたいと思います。その後で小学校・中学校代表の各委員に、学校の現状を教えていただくと、委員の質問に合致すると思います。急に申し訳ないですけれどもお願いしたいと思っております。

その前に、ICT支援員はどのようなことをお願いしているのか。資格ですとか、こういう条件で葛飾区でお願いしていますよ、というのがあったら教えていただけますか。

○**学校教育推進担当課長** ICT支援員は委託業務であり、個別採用ではなく、委託事業者の配下で動いていただいています。委託事業者の方でICT支援事業に対するノウハウを備えておりますので、学校に配置する前にはしっかりと研修を行って、我々の環境というものも把握していただいた上で、最低限フォローアップが出来る体制を整えた上で学校に訪問させていただいているところです。

○**委員長** ありがとうございます。大変恐縮でございますが、各委員に学校の現状を教えてくださいませんか。

○**委員** 小学校の方です。今のICT支援員は昨年度から週に4回、4日間、小学校に来ていただいて、子どもたちのタブレット活用の支援や準備等を非常によく進めていただいております。それ以外の部分でも授業支援とか、教員のタブレット使用の支援にも十分に支援をさせていただいております。小学校の要望としては今後もそのまま4日間、学校へ配当していただけると非常に有難いと思っております。会長からもお話がありましたが、C4thHome&School というものも一定の連絡を含めて連携をとって活用していきたいと思うのですが、今、学校によってはPTAの体系も異なっておりますので、その辺は各学校の事情が異なると思います。やはりPTAが学校にとって非常に重要で必要なものだと考えておりますので、その辺、連携しながら、連絡機能もしっかりとれたらいいと思っております。

○**委員長** ありがとうございます。小学校の現状を教えてくださいました。中学校をお願いします。

○**委員** 中学校です。生徒がタブレット端末を持つ、そして連携する形で教員もタブレットがあって、校務パソコンと教材を作ったりするパソコンも用意されています。それを使って大型教材提示装置を授業でも活用は進んでいます。実を言うと私は国語の教員が欠員であった1カ月、週16時間授業をしました。最初の1週間は苦しみましたが、2週間目からは国語の教科書を持って行かないで、校務パソコンを持って行って65インチの大型教材提示装置に教科書や様々な資料を提示して授業展開が出来るようになりました。勿論、接続の部分でICT支援員がいてフォローしてくれたりすることがありますので、十分やっていくうちになんか促進が出来ると思います。ただ、やはり教科によっては向き合って話して、お互い双方向で授業展開をする必要も、教科によっては大事なところもありますので、それもあわせて授業は展開しているところです。

ICT機器は、民間ほどではないのかもしれませんが、私も先生たちの意見を集約する時には紙を配って「どれか選んで下さい」なんてことは今は全くしません。すぐにアンケート機能を使って、アンケートに回答してくれたら自動で結果も集約されますので、紙の淘汰というのはすごく進んだと思います。私が5年前に校長になった時には紙の削減率10%を経営方針に示したんですけれども、今は私自身、経営方針もC4thHome&School上で先生方と議論する形にしていますので、デジタル化は推進が出来ると思っております。ただし、まだ先生達が常に意識をするというところが希薄なところがあるので、そこら辺、我々がどう先生たちの意識改革を図っていくかが大事だと思います。また、生徒の家庭学習も今のタブレット端末には「未来シード」という中に「ドリルパーク」というのがあって、家庭学習を自分でどんどん主体的に学ぶことが出来る。ただし、教科によっては内容やボリューム等が学習指導要領に完全に満たすかどうか、いろいろ検討の必要もあると思うので、それも指導者の連携を図って確認していくような状況と想っているところです。

○委員長 ありがとうございます。今の話の流れでいかがでしょうか。

○委員 幼稚園・保育園のICT状況についても聞いていただきたいと思います。

○委員長 どうぞ。委員。

○委員 北住吉幼稚園です。よろしくお願いします。幼稚園の方は子どもがタブレット端末を使うということはほとんどなく、体験から学ぶことが多いので、体験を補うということで、今、2園ありますけれども、タブレット端末は各園1台ずつ配られて、それを使って子どもが遊びの中で見たものをより詳しく調べたいという時に教員と一緒に使ったりして興味を深めていくというふうに使わせていただいています。このようにそれを使ってということはないので、残念ながら、幼稚園の方にはICT支援員はおいでいただけていません。幼稚園にはそういうことが得意な教員もいます。私もそんなに得意ではないので、幼稚園の方にも支援していただきたいと常々思っているのですが、是非、幼稚園も加えていただけたら有難いと思っている状況です。

○委員長 ありがとうございます。先程のお話だと小学校には週4日来ていただけるという話でした。幼稚園も4日でなくても半分くらいでもいいと思うのですが、そんな話であればという感じもしてきました。幼稚園に関していい知恵はございますでしょうか。

○学校教育推進課長 先ず、ICT支援員については小・中学校のGIGAスクールに対応するところに重点をおいていた部分がありまして、そういった観点から、委員から申しあげていただいたとおり、現状は幼稚園の方には配置がないという状況はございます。今後については、幼稚園と連携を踏まえながら、出来る事はないかを検討させていただければと思います。今後、また密に連携をとらせていただきたいと思います。

○委員長 今、具体的にいろいろ話を出して欲しいと思っているのは、体系を作るのは見通しがあって実現可能でないと。やはり、大変言葉は良くないですが、「絵に描いた餅」になっては困るので、出来るだけ体系が実現可能な形でいくというのを原則にしたいと思っています。大変細かい事をお願いするようになりますが、よろしくお願いします。

今の教育DXの話は(5)の②でしたが、これは(1)の中身に非常に関わってきています。そういう意味で(5)と(1)に絡んで来る。そして(2)の子どもたちの自立であるとか、充実であるとか、ここにも関わっていくという構造が見えてきます。そうなりますと、事務局から最初に提案があった1と3が合わさった意味が出てくると理解するところです。これを構造的に理解するという意味で大事な議論がされたと思っています。余計なことを挟みまして申し訳なかったですけれども、非常にいい意見をいただきましてありがとうございました。他に、どうでしょう。他の視点でもいいですが、1番の特に学校教育の推進について。お願いします。

○委員 社会教育委員の方から出させていただいております。私、学校図書館ボランティア連絡会の代表をさせていただいております。(5)の魅力ある充実した学校の③学びの機会の充実ですね。ここに「学習センターの整備」とあるんですけども、「学習センター」という言葉を知らない方がいらっしゃると思います。そもそも、学校の中の図書室の正式名称は「学校図書館」です。校長先生は学校図書館長になっているはずですが、「学習センターも一緒になりますよ」という形で、本来だと2つの名前がないといけないとは思いますが、ここでは「学習センターの整備」となっているので、知らない方がこれを見たら「学習センター」が新たに出来るのかなと思うので、ここの記述の部分を理解し易い方法で書いて

いただけたらいいと思います。学校図書館がなくなるわけではないはずですので、プラス学習センターという事だと思しますので、学校の方の表記もそういう形で進めていただけたらなと思います。

○委員長 今の話で「学校図書館」というのを加えた方がいいということですよ。

○委員 そもそも図書室という名前は古い名前であって、今の正式名称は「学校図書館」であるはずですが、ただ、学校に行っても「図書室」という名札は付いていて、「学校図書館」としている学校はないのですけれども、図書室としても学校図書館としても「学習センター」と一緒になっているのであれば、名札は2つ一緒にないとおかしいですよ。そういう形で、これも理解出来るような表記をしていただけたらいいというふうに思います。

○委員長 非常に体系的に大事なご指摘をいただきました。

○指導室長 委員のお話のとおり、「学校図書館」が本来の学校教育法の名称です。区といたしましては、学校図書館が持つ学習機能・読書機能・情報機能に自学自習という考え方をあわせて「学習センター」という呼称を用いていたという経緯がございまして、こちらにはそのような記載がございまして。しかしながら、「学習センター（学校図書館）」のような表記にした方が区民の皆様方が計画をご覧いただく時に分かりやすいと思しますので、今のご指摘を受けまして、今後、そのような表記に変更してまいりたいと考えております。

○委員長 括弧書きをして誤解のないような工夫、現実的にあった法的な位置付けにかなった表記を検討していただくということでございましたので、よろしくお願ひします。今のよう観点で体系上、不整合なところがあったらご指摘ください。他にどうでしょうか。

○委員 2つ質問がございまして。一点目、4つを3つにしたことはそれほど違和感はないのですけれども、過去5年間のPDCAサイクルをどうやってまわしてこのようになったのかの説明がないと、なかなか説明がしきれないのではないかとおもうのですが、その点はいかがでしょうか。

もう一点目は、教育振興基本計画は学校教育が非常に大きくて、生涯学習或いは社会教育という所が非常に少ないです。その辺の割合がこれで構わないのでしたら構わないのですけれども。学校教育と対になるものが社会教育と言う言葉でいいのか、或いは生涯学習という言葉に置き換えるのか、という点からの切り口もあって然るべきだと思います。

○教育総務課長 一点目のPDCAについて、計画の進行管理をどう行うかという点で申し上げますと、毎年度2回、計画を推進するために設置した計画推進委員会を開催しています。2回というのは、前年度の決算をご報告するのが1回目、翌年度の予算の取組を報告するのが2回目です。具体的にはそれぞれの取組が施策の成果に結びついているのかどうか、一定の評価をするための指標を用いておりますけれども、そうしたものを計画推進委員会でご覧いただきながらご意見をいただき、我々の自己点検が正しいのかどうかも含めて委員の皆様方の意見を頂戴し、区議会にもお示しをしながら、翌年度の計画推進委員会に反映していくというやり方をこの5年間してきたところでございます。そうしたものをどう踏まえてというところではございますけれども、冒頭申し上げましたように、分野として3つにシンプル化することで分かりやすい計画になるのではないかと考えたところでございます。

二点目、生涯学習との兼ね合いでございまして。先生からもお話がありました、当然、学校教育も生涯学習の部分も成すという解釈もあろうと認識しております。一方で、学校教育の分野はこれまでソフト・ハードの二つに分けるような形で方針を2つに分けておりましたけ

れども、それをシンプル化したということです。生涯学習の分野も、学習という捉え方、それからスポーツという捉え方をしていきますと、むしろ基本方針を細分化した方がいいのではないかという議論も我々の中ではありました。そういった中で、括りとして粗いかもかもしれませんけれども、生涯学習という一つの分野として捉えることで、今回の基本方針3というところで整理をして（案）としてお出ししているというところでございます。

○委員 正直言って分かったような、分からないようなところがあるのですけれども。生涯学習という言い方をされて、社会教育という言葉が出てこないのですが、この辺がいかかなものかという点が一点ございました。あともう一つ、基本方針3（1）で学習・文化、その次にスポーツとなっていますが、学習・文化というのは初めて見たような気がするのですけれども。こちらの方のご説明はいかかなもののでしょうか。

○生涯学習課長 こちらにつきまして、学習については、従前から様々なご意見、ご議論をしているところでございまして、その中でも文化の部分についてもしっかりと触れていく必要があるだろうというところでございます。その意味で文化を明文化して独立させたというところでございます。

○委員 ちょっと分からない。

○委員長 今、1を議論していて、ご意見で3のところに触れていただきました。先程、委員がご指摘された社会教育という言い方については、昭和56年だったか、生涯学習の答申と言うのが出て、それ以降、生涯学習或いは生涯教育という言葉に統一されたというか、どうもそういうふうになっているのではないかと思います。そういう認識は違いますか。

○委員 それであれば3は生涯学習という言葉にした方が分かり易いという感じはします。生涯というと life-long ですから非常に長いわけです。その中に学校教育と社会教育というふうに今まで分けていた。社会教育の社会という言葉は今度変えていこうというのはあるのですけれども、その言葉が使われたり、使われなかったりしながら、中途半端に位置しているような気がします。そういうところを統一されるのだったら統一するか、或いは*（アスタリスク）か何かにしておいて「こういうふうにしております」というふうに仰った方が、こういう会議に出ていない一般の方に分かりやすいのではないかなということです。

「学習・文化」というのは違和感が残ります。そうするとスポーツは学習に入っていないのか。教育振興のところですから、みんな学ぶということであれば、別にそれを付けなくても、文化、スポーツを育む云々で別に分からないことはないのではないかなと。

○委員長 確かに文言上、学習と文化が・で結ばれるのは少し違和感がある気がします。もし良かったら検討していただくと有り難いと思っております。あとで申し上げようかと思っただけですけれども、この大きな1、2、3。いわゆる学校教育、家庭・地域、生涯学習の3つの関係というのはどういう構造になっているのかを構造図に表すとか、構造化してみるというのもひとつです。

今、委員のご指摘のように全体図を捉えた上で、学校教育の1をどう見るのか。2をどう見るのか。3をどう見るのか。3つの関連性というのを把握できないとなかなか難しい気がします。概念として非常に難しいことですが、是非、チャレンジしていただいて。私が今申し上げられることという、今までは縦並びに並んでいます、これは決して縦並びではないと思います。構造化されてきますので、あとで構成（案）のところでも議論が出るかもしれませんが、出来るようでしたらシンプルに図式化してみる。最近よくどんなふうにイメー

ジ化したら分かりやすいかという提案がいくつかのところでされますので、そういう視点でちょっと見ていただくとすごく分かりやすいという気はします。

今の段階は「1 一人一人が生き生きと学び生きる力を育む学校教育を推進します」について皆さん他にご意見ありますでしょうか。

○委員 現行のものから、時代のニーズに応じた取組内容の項目を明確に起こしていただいたということで、現場としては今後の葛飾区の教育の方向性を明確に見ることが出来ます。例えば（1）③英語教育の充実、⑤幼保小・小中・中高連携教育の充実、（2）①多様性を尊重する豊かな心の育成、（3）④教育相談体制の充実、（5）②教育DXの推進というのが明確に起こしていただいたというところが、私達が見る限り、向こう5年間の教育の方向性というのを明確に見ることが出来ます。

一つだけ教えていただきたいのが、（2）①で多様性というところがあります。今、学校ですごく慎重に考えていかなければいけないLGBT的な要素のものについて、ここでは道徳授業地区公開講座と人権教育という二つの項目が起こされていますが、もう少しこの内容について触れられる予定、計画がおりかどうかをお伺いできればと思います。

○委員長 特に（2）の①の点ですね。

○指導室長 ありがとうございます。多様性と言う点で、制服の見直し含め、また男女混合名簿等々、具体的にはそんな形で今は取り組んでいきたいというところなんです。考え方としては、この人権教育というところで包括的にその辺りを含んでいる、人権教育の中の1つの課題という捉えております、現段階では。現時点では各校でLGBT教育に特化した授業や取組について区として全面的に取り組んでいるわけではないですけれども、現時点でも制服、男女混合名簿、物理的な枠組みということには既に取り組んでいただいております。その具体的な考え方、LGBTQ等のことについては「人権教育」という言葉で一つ大きく括っていると考えているところでございます。

○委員長 他に事務局で補足説明はございますでしょうか。

○教育長 今回、体系をご議論いただいておりますけれども、だいたいこのような体系方向性でということでご意見がまとまってくるようであれば、それを実現するために今後どういうことに新たに取り組むかということにつきましては、さらに検討していきたいと思っております。また取組内容につきましても、ここは見出しだけを出しておりますけれども、計画書の時にはその内容を文章化していきたいと考えておりますので、そういうところには、今日的な課題について、より明確にお伝え出来るような表現をこれから考えていきたいと思っております。ここの主な事業等につきましては、今年度、現行で実施している事業を例示として掲げさせていただいているというご理解をいただきますと有難いと思っております。

○委員長 教育長から指摘がございました。実現に向けた検討をこれから文章化もしていくし、また項目も追加する。今日的な状況を踏まえて新たな案も考えていければということなんです。

○委員 おまとめいただいたのに恐縮です。体系の議論ということで理解いたしました。今、折角お話がありましたので人権教育に関して。私が前にいた学校でも外国の方が増えてきたりですとか、マイノリティの方が増えて来たりということで重要性は感じている一方で、子どもに対してそこを教えるのが難しく感じています。そういう中で、1章の人権教育でいいかと、（2）の①に書いてありますけれども、子どもに対する教育が必要な一方で、

親に対しても家庭内での教育が必要と感じています。親がそういったことに対してどういうふうに接しているか、どういう検討をしているかが重要だと感じています。そこがここに含まれているのでしょうかというのが一点目の質問です。

○委員長 ありがとうございます。特に親へのところということはどうでしょうか。2とも大きく関連します。事務局でお答えになりそうなところ、どうでしょうか。

○指導室長 基本方針1の部分につきましては、親御さんへの教育という視点は入れておりません。親御さんに対するご家庭の教育力という点では基本方針2で触れていくと考えます。

○委員 ありがとうございます。理解致しました。私もPTAに関わって、今40代で、学校教育を受けたのは30年前になるので、当たり前前に教育を見直していくと全然変わっているのですね。いじめの定義というのも、昔だったら、どちらかという、勿論悪いことなのですが、もっと被害者が弱かったと思うんです。今は非常に被害者に寄り添った形になっていると思います。それは普通の親は普段触れる機会がないもので、知らないことが多いですね。初めてそれに直面して「ああ、そうだったんだ」と。当然、会社でも兆しが変わってきて、ハラスメントという言葉がよく使われています。理解のある親も当然いるのですけれども、理解のない親も当然いると思います。その辺りはPTAとしても親に接する立場として、そういう考えを広めていきたいと思うので、PTAの出来ることがあれば、是非、勉強させていただければと思います。ありがとうございます。

○委員長 今の体系の中には、2の(1)①家庭教育力向上の支援に関連してきますね。ありがとうございます。他の委員の皆さんいかがでしょうか。

○委員 教えていただきたいのですけれども、(4)信頼にこたえる学校の①のところではOJTによる教員の育成という言葉がございます。最近、教員免許を持たなくても教員になれるという話がマスメディアに出てきているのですが、そういう意味でOJTによる教員の育成ということでしょうか。

○指導室長 こちらに記載のOJTによる教員の育成というのは、校内でのOJTで教員の必須能力を高めていくという意味でございました。教員の育成といいますと、教員そのものを創り出す、生み出すという意味にも解釈出来ますので、表現につきましては工夫が必要かと、今、認識をしました。余談になりますが、東京都も教員不足に大変悩んでおりまして、特別免許、臨時免許のように、俗にいう教員免許がない方にも「特別免許」を付与するということがございますが、現時点では大変レアケースでございまして、葛飾区では臨時免許や特別免許の付与による教員の採用は行えておりません。

○委員長 今の免許についてのお話。義務教育は免許が必要な職業だと思いますので、そのようなお答えだと思います。他に1番のところでございますでしょうか。

では続きまして、基本方針2「家庭・地域、学校が連携して子どもの豊かな成長を促します」のところでは施策や取組、現状の授業等についてご質問、ご意見があればお願いします。

○委員 よろしく申し上げます。私も子どもが大きくなってしまったので、現状がどうか分からないので教えていただきたいのですが。全体的なこのアンケートにしても子どもの親になってしまうと「子どもはどうか。」とか、「子どもはこうですか。」ということはあるけれども、「あなたはどうか。」というか、自分自身が子育てをした時に孤立感というのがすごくありました。この「家庭教育講座」というのを私は初めて聞いたので、現在は違うのかもしれないですが、先程の1番にも幾つか出ていたと思うのですが、親自身にもつ

と知識や教育の機会があったら、もうちょっと子育ては楽になったのではないかなとか、上手くという言い方も何ですけれども。自分自身の反省も含め、やはり先生も忙しそうなので、先生に「うちの子こうなんですけど、教えてください」というのはなかなか言う機会もなく、そういう中で、この基本計画で子育てを正にしている親自身も、その子の親ではあっても「教育のプロ」ではないので、親自身ももうちょっと「学びの機会」というのが具体的にあったなら、少し違ってくるということの色々見ていて感じたので、現状どうなっているのかと。先程、教育長が具体的なことの一部だと仰っていたのを承知の上で何かあったら教えて欲しいと思います。

○委員長 親自身のことですね。どうでしょうか。

○地域教育課長 今、ご質問がございました「家庭教育講座」。先ず「家庭教育講座」とはどのようなものかというご質問については、小学校入学を控えた保護者向けに小学校の元校長先生が、入学後の子どもの様子や、勉強について保護者の方もしくは子どもたちに教えるような形で「小学校ってこんなところだよ」というような講座、或いはスクールカウンセラーによる家庭での心構え、そういったものを知っていただくための講座になります。あくまでも小学校へ上がる準備のための講座ということで「家庭教育講座」というものがございます。それ以外の、例えば子の親に対する部分に関しては、教育委員会ですとか、或いは区の子育て部門と連携しながら、どういった形で支援していくのかという事は、今後、検討させていただきたいと思っております。

○委員 私立幼稚園連合会です。今のお話の中で「家庭教育応援制度」というのが、1番の右側の一番上の欄の一番下にあります。これは区から、例えば私共の園であれば、コロナ禍前は年に1、2回程、「家庭教育応援制度」という制度を利用して子育てに関する講師の先生をお招きして、幼稚園で幼稚園の保護者や或いは近隣の保護者へ向けての講演会や座談会を行っていました。もう4年程前になるのですけれども、毎年行っていて毎年50名から100名位の保護者の方が参加しました。土曜日にやったりしますとお父様も参加していただいたり、すごく好評でした。コロナ禍でこういった催しが全部出来なくなったのですが、今はコロナ禍前に戻りつつあります。先生は色々で、子育てのカウンセラーだったり、大学の幼児教育の先生だったり、過去には脳科学の先生だったり、そういった方がいらっしゃって、参加率もリピーターも非常に多くいらっしゃって、そういった意味でも「家庭教育応援制度」というのは私どもにとってはすごく良い制度と思っていますし、是非、幼稚園に限らず、色々な団体が利用出来るはずなので、周知を引き続きしていただいで利用していただけたらと思っています。

○委員長 ありがとうございます。「家庭教育応援制度」、非常にいいというお話を、具体的な研修の中身ですとか、そういうのもご紹介いただきました。他の委員の皆さんいかがでしょうか。

○委員 もう一ついいでしょうか。この2番の家庭・地域、学校の連携ですが、(1)①乳幼児期からの～ということで、乳児期の記載をしていただいたことはとても良いことと思っています。それで(3)③キャリア教育の推進があるのですけれども、これは中学生の職場体験授業が入っています。確か東京都ではプラス高校生の職場体験も行っていると思ひまして、私どもの園でもコロナ禍前は中学生が職場体験に来たり、高校生が職場体験に来たりしていました。そこで感じているのが、職業或いは仕事としてのキャリア教育で制度として中学生・

高校生が来てくれているのですけれども、その中でいわゆる保育士や幼稚園教諭の仕事を体験して理解するのは勿論なんです、それに留まらず、10代の中学生・高校生が乳児や幼児と接する機会というのがすごく大切なものだというふうに認識しています。仕事としてというより、その年代の方達が乳児や幼児と接することでそれに対する理解をすごく持っていた、或いは興味・関心をすごく持っていたこと。それほど遠くない将来、学生の方達は、いずれもしかしたら、父親や母親になる可能性があるわけです。そういった時期に乳児や幼児と接して理解を深めるということは、きっと将来、家庭の教育力の向上にも寄与していると思っています。個人的にはキャリア教育だけに留まらずに、家庭の教育力の向上にもいずれ大きな役割を担っている機会と思っています。

○委員長 家庭の中でのキャリアの育て方も入っても良いのではないかとのご指摘でした。他にはどうでしょうか。

○委員 度々恐縮です。キャリア教育の推進のところに私も興味を持っていて、私は富山県の出身なんですけれども、私も中学生の時に幼稚園に行って保育士さんと一緒に体験したのが記憶に残っていて、いい体験だったと思っています。一方で、職場体験というと、どちらかというと雇用される側の立ち位置で体験するというのがメインだと思っております、将来的に日本は発展していけばいいと思っているのですけれども、そこで事業を起こす側の立ち位置といいますか、より尖ったと言いますか。そういうお子さんが出て来て、そういう人が、是非、将来活躍してくれたらいいなと思っております。そういった観点でもキャリア教育というのは、今、どのようになっているのでしょうか。

○委員長 キャリア教育の現状はどうでしょうか。

○指導室長 中学生段階のキャリア教育では、いわゆる「職業調べ」でしたり、いろんな職の方においていただいて「こんなお仕事ですよ」とか、「こんな社会貢献ができますよ」とか、義務教育段階ではそこに留まっています。今、東京都教育委員会も「業を起こす」の起業教育が始まっているところではございます。高校段階でそういった起業については学んでいくのではないかと考えております。中学校段階では様々な、保育園に限らず、区役所でも大勢の中学生を受け入れておりますし、勿論、地元の500社を超える企業の皆様方にご協力をいただいて、中学校段階においては職業体験までと捉えております。

○委員長 よろしいですか。当然、今の(3)③キャリア教育の推進というのは、学校教育の充実ということで、1の方の自己確立とかそういうものもちょっと関連がありますので、そういう意味で整合する必要があるという気がいたします。ありがとうございました。

○委員 私は葛飾区出身ではないのですけれども、ここで子育てをしまして、自分の子どもは葛飾区がふるさとだと思って育ててきましたし、今、幼稚園で育てている子どもも葛飾があなた達のふるさとであり、葛飾区にはすごく素晴らしいところがいっぱいありますよということで誇りを持ってもらいたい、私は常々思っています。

この間も柴又帝釈天に子どもたちを連れて散歩に行った時に、建物の素晴らしさとか、参道の方からいろいろ声をかけてもらって、「地域に生まれているんだな」というのを子どもが感じてもらえたらなと思って保育をしています。そういった地域を取り込んで、地域と築いていくというのはどこに位置づけられているのかなと思いました。学校がいろいろなことをやっていますよということは載っているんですけれども、地域を取り入れて教育を進めていきましょう、地域を開いていきましょう、というのはこの中のどれに位置付けられている

のか、どのように考えているのかを教えてくださいたいと思います。

○委員長 そうですね。今は薄い気はしますね。

○教育総務課長 地域、郷土愛の育みという点については、これから議論いただく基本方針3の(2)②の取組に葛飾への愛着が深まる事業の推進でございます。これは子どものみならず、全ての区民という捉え方をしているものです。子どもたち対象ということでは、「かつしか郷土かるた」の普及などを通して子どもたちに区への愛着を育んでもらう取組を現計画でも取り組んでいるところでございます。新しい計画においてもこうした取組を通して、お話があったような郷土愛を醸成していく取組はしていきたいというところで、体系上は基本方針3に組み入れているところでございます。対象としては子どもたちも含めて、郷土愛の醸成に取り組んでいきたいということから体系(案)に落とし込んでいるところでございます。

○委員長 よろしいでしょうか。今、委員が仰ったところはすごく大事なところですね。地域の愛着とか郷土愛とかはもう少し欲しい気はしました。

○委員 一番下の(3)④区立中学校の部活動等の充実のところですね。今、体育協会でも部活動の顧問の派遣に非常に興味を持っていて、現状どのように推移しているかということ。先程、地域の話がありましたけど、この「指導員」は地域にも関わってくることで、今後どのような考え方を持っていってほしいのかを聞いてみたいと思います。お願いします。

○地域教育課長 中学校の部活動の充実は、現在、国や東京都が方針とガイドラインを示しておりまして、令和7年度までに地域連携、地域移行という形で部活動は推進するよう進めてございます。葛飾区も現在、昨年度から会計年度職員の採用を活用しまして部活顧問の雇用ですとか、或いは技術指導員ということで、各中学校に希望に応じて派遣をする形で進めております。それについて、地域の方々がここの中学に行きたいというお話があった場合に中学校と教育委員会で調整をさせていただいた上で派遣をしています。地域移行に関しましては区ではやっていないですけども、今後、葛飾区版「地域連携・地域移行」は改めてきちんとルール化をするために庁内検討会を開いた上で最終的には協議会を開きまして、その中で方針・ルールを決定して運用を始めていきいたいと考えてございます。

○委員長 方向性をお考えだということですね。

○委員 中学校での部活動への教員の取組はブラックということで大きな話題になって、国を挙げて部活動の地域移行ということですが、なかなか、簡単に上手く進んでいくものではないなというのは現状見えているところですね。区内24校でも学校間の格差がかなりあります。学校の校長のイニシアチブのもと、ほとんどの部活を地域の人に移行をしていきたいということで、かなり地域指導者を学校の中に入れて、教員の部活動指導の負担軽減を図っている学校もあります。私のところ、上平井中学校のことで言いますと、運動部で地域指導者が入っているのは野球・剣道・卓球です。その他にもバスケットもありますし、バレーボールもありますし、ソフトボール、サッカー等も部活動はあるのですが、地域指導者は入れていません。現状では入れる必要はそんなに多くない。

ちょっと言い方が難しいのですが、私は極端に言うと部活動を指導するために教員になりました。バレーボールを教えるために学校の教員になって、その目的を達成することは出来たと思っています。中学校の教員の中に部活動の生徒と多くの時間、関わって教えたい、生

徒に影響を与えたい、生徒と共に歩んでみたい、という思いを持っている教員が実を言うと今でも相当数おります。でも、そういう教員の気持ちは、実を言うと封じ込められようとしている現状もあるのだということも見逃さないでいただけたらと思います。ですから今も熱心に部活動指導をやっている。ウィークデーには1回休み、土曜日曜は1回、平日には2時間、休日には3時間の練習等の制約がある中ですが、ものすごく情熱を傾けて一所懸命やっている気持ちもあり、これからもそういうふうに行きたいという思いを持っている教員もいる。でも国の流れは、舵は完全にきられましたので、このきられた舵が覆ることはありませんので、どういうふうに部活動の指導も教員として行きたいという教員と地域移行とを上手く連携することが出来るか。部活動が関係なくなったら、教員採用試験を受ける人間はさらに減るかなと思ったりします。そういう現状があるということで、少し難しい話になりましたが、真実のところがあります。

○委員 非常に参考になりました。ありがとうございます。

○委員長 中学校教育は、部活動が中学生の人間形成になっているところもあります。仰るお話もよく分かる話です。

時間が押していて恐縮なんですけど、基本方針3「生涯にわたり豊かな学びを支援します」の項目で何かご指摘の点がありましたら。とりわけ、生涯教育ご担当の皆さんにご意見をいただけると有難いですがいかがでしょう。

○委員 よろしくお願ひします。教育プランとなった時に、私はやはり、教育イコール小学校・中学校の話というふうに最初思っただけなんですけれども、生涯学習、あ、私もこのプランの中の一人なんだということの後から気付いたんですね。そういう中で、多分、一般の皆さんの中にも、教育プランというと、「ああ、小学校・中学校とか、そういう親御さんが見ればいいのね」とか、「学校教育の話ね」となってしまう方が結構多いと思っております。そうではなく、生涯学習もここに述べられていて、皆さんがいつまでも、大人になってからも、おじいさん、おばあさんになってからも学習する際のプランですよということを伝えるのが難しいのではないかなと、この教育という言葉が付いてしまうと思っております。

今後、パブリックコメントを実施される予定があるのですが、パブリックコメントの過去の回答数も結構低いことが多いと思うのです。区の皆さんに、この教育は学校のことだけじゃないんですよ、ということを知ってもらうのはすごくハードルが高いと思っております。どうやって、「この教育はみんなのことなんです」ということを広めて、パブリックコメントに対しても皆さんにコメントをいただきたい、そこまで繋げていこうと思っていられるかが一つ聞きたいと思ひます。

もう一つ。全体のことになってしまうのですけれども、新しい計画を見た時に、ぱっと見て、そんなに前回と変わってないなという回答の方が多いいのではないかなと思うんですね。けれど、私達はこの会議に参加しているので、これだけ時間が費やされて、アンケート結果もこれだけ膨大にあって、すごくたくさん考えてくださったことを知っているのです、ぱっと見は一緒だけれども違うところが絶対あるというのは分かるのですけれども、ぱっと見た方に、ここが違うんですよ、今回の目玉はここなんです、ここを重点的に見てください、ここが新しいところなんです、というところがどこなのか、すごく気になりました。

○委員長 今、2点、仰っていただきました。

○教育総務課長 一点目。この計画をどうやって知っていただくかというところ、特に教育

というキーワードのところでは、基本方針、概要版の一番左のところにはコンセプトというタイトルを付けて『みんなで育ちあう「かつしか」で、自信と誇りあふれる人づくりを進めます』ということで、園児・児童・生徒のみならず、大人の方々も含めてみんなで育ちあうというコンセプトを表明することで、学校教育だけではないというメッセージを出していると認識しています。本日ご覧いただいている体系、これはあくまでも骨組みでございまして、この体系を最終的に委員の皆さまにご了解いただいた後、文章で考え方というものを明らかに示した上で、最終的には計画書という形に持っていきたいと思っております。そうした中で、次の議題にもなるのですけれども、文章である程度表明をしたり、また委員の皆さまとご相談する案件ですけれども、現計画のように一言で言い表わせるようなコンセプト、理念のような、あるいはキャッチフレーズのようなものを用意して、サブタイトルを付けたりするのも一つの手かなと私も思っているところです。その辺りについては、委員会場で皆さまにご意見などをいただきながら、しっかりと区民の方に届くようなメッセージが出せる手法も取り入れられればと思っています。

それから、重点化したところ、あまり代わり映えがしないのかという点です。現計画は5年のスパンで取り組んできました。この間、社会状況、例えば、法律が制定されたりする一方で、特に教育における分野の課題というのは、なかなか解決に至らずにまた次の手立てを考えなければいけない。課題が解決しているのか、継続しているのかでいえば、継続しているものが多いのではと考えます。そういった点では、こうした体系に落とし直してみると、あまり代わり映えがしないという印象を当然持たれるのかなと思います。特にアンケートの結果を見ますと、過去の課題が解決しているかということとそうもいかないものもあると思っております。こうした中、計画書の中で濃淡を付けながら、文章でも明確に表すような工夫をしながら、今後の5年間の取組方針、重点化するものはしっかりと表していきたいと思っております。

○委員長 ありがとうございます。先を見通してですね、イメージ化したり、文章化したりという工夫をするというお話をいただきましたので、そこも期待が持てるお話だったと思います。特にどこが変わったかという点では、過去の策定検討委員会でも議論がありましたけれども、委員からもお話があったように、新しい方向性が打ち出せていますよね。そこら辺りをポイントにして新しい言葉にしたり、イメージ化すれば、いいコンセプトが出来るというふうには思って話を伺ったところです。

一応、基本方針3の生涯にわたる豊かな学びの支援まで行かせていただきました。時間も押していますので、大変恐縮ですが、次の議題についてご説明をいただいた後で、その後にまだご意見いただいていない委員の皆さまからご意見をいただきます。

では、構成（案）の方の説明をしていただいてもよろしいでしょうか。

○教育総務課長 お手元の葛飾区教育振興基本計画の構成（案）、A4の資料でございまして。こちらに基づいてご説明をいたします。

今、体系の案について、皆さまから様々なご意見・ご指摘を賜りました。体系については、また整理する必要があるかと思っておりますけれども、最終的にこの体系が固まった後、計画書という形でまとめていくわけでございますけれども、その計画書の構成をこんなふうにしたらどうなのかなということでの案をお示ししているものでございます。具体的には、記載のとおり、第1章から第5章というような形で構成（案）を作っております、こうした章立

てで、それぞれの章の中にこうしたことを記載していったらどうかということをお示しした資料でございます。

第1章では、計画の策定についてです。一つ目の計画策定の趣旨は、これまでの区取組、区を取り巻く社会情勢、教育の動向などについての記述をしていきたいと考えております。2番は本計画の位置付けといたしまして、計画を策定する法的な根拠、これは教育基本法が根拠でございますけれども、その他、葛飾区が作成をしている他の行政計画との関係性について整理をして記載をしてきたいと思っております。3番の計画の期間は令和6年度を始期として5年間の教育の行政計画として策定をする旨の記載をいたします。

第2章 葛飾の教育を取り巻く現状と課題という仮のタイトルを付けております。1番では教育を取り巻く情勢の変化ということで、①児童・生徒数の変化、特に人口がどのような変化がこの5年間であったのかといったこと、②は国や東京都の教育政策がどのような考え方が打ち出されてきたのか、そうした客観的な事実についてまとめていきたいと思っております。2番の「かつしか教育プラン（2019～2023）」の検証と評価は、過去のこの策定検討委員会でもお出しをしております検証と評価、或いはアンケート結果の顕著な傾向等をあわせまして、こちらに基本方針ごとの課題をまとめていきたいと思っております。

第3章では、葛飾が目指すこれからの教育という仮のタイトルを付けております。1番の葛飾区教育大綱は、今、皆さまにご議論いただいているこの教育振興基本計画の大元になる、教育分野の憲法のような位置付けのものでございます。葛飾区教育大綱ということで、現在、4つの理念と施策を示したものがございます。これに基づいて2番の教育委員会の教育目標というものが定められております。こちらについても、どのような目標が掲げられているのかをお示しをする。そして、新たな要素といたしまして、SDGsの実現に向けた区取組方針もまとめられたところでございます。こうしたSDGsの取組方針なども受けて、教育行政計画にどのようにそうした考え方を生かしているのか、踏まえているのかを示していきたいと思っております。4番目の子どもの権利の保障について。これは仮のタイトルでございます。こちらについては権利条約をはじめといたすものですが、特に大きな国の動きといたしまして、本年4月1日に「こども基本法」が施行されております。これを踏まえまして、区といたしましても、現在、子どもの権利に関する条例の制定作業に着手しているところでございます。また、そちらの具体化したものについては、適宜、この策定検討委員会にお示ししながら、法、あるいは区の条例の趣旨を踏まえ、新たな教育計画に取り組んでいくという旨を記載していきたいと考えてございます。5番目の計画の基本理念は、先程の委員からのご質問の時に答えいたしましたけれども、一言で言い表せるような理念、カタカナでいうとコンセプトのようなものをご議論いただいて作り上げられれば、計画のイメージをお伝えしやすくなるということで、そうしたこともできれば、こちらにまとめて記載していきたいと思っております。

第4章が幹となるところでございます。本日ご議論いただいた体系（案）を最終的に確定した後に文章等で肉付けをしてまいります。また、それぞれの取組内容に紐づく、いわゆる事業の概要などもお示ししながら、基本方針から主な事業といったものに至るまでの内容をまとめて記載したいと考えております。

最後は5章 計画の推進に向けてです。出来上がった計画については、その後5年間、毎年度、計画で掲げている基本方針や施策がこの策定委員会での皆さまのご議論の狙いどおり

の成果が表れているのかどうか、必要に応じて、評価するための指標・数値なども選定して、施策の進捗の状況などを確認していく仕組みを作って、計画の進捗を管理していきたいと思っております。PDCAでしっかりと計画の中身の点検をして必要な改善を行い、毎年度、計画の推進を図っていくといったことを記載していきたいというところがございます。

簡単ではございますけれども、構成の案については以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。まだ構成（案）ということで、計画書みたいな形にするということでした。ページ数的にいうとボリュームはどのくらいを予定していますか。

○教育総務課長 現計画は概ね 100 ページ程度となっております。この程度が一つの目安と考えています。

○委員長 ありがとうございます。今、構成（案）について、それから前のところの体系についても含めて、まだご意見を伺っていません 3 人の委員からご意見をお伺いします。ご感想でもいいと思います。では、お願いいたします

○委員 委員の中では一番上だと思いますが、まだ若いです。実は、私はこの策定委員というのを、自治町会役員になりましてからこれで 3 つやっております、2 つ動いています。1 つは終わりました。私がいつもこの策定委員会で申し上げているのは、「これはどこに向けて言ってるんですか、区民ですか」と聞いたら「区民です」と言うんです。教育委員会は別として、2 つは区民向けですが、ものすごく中身が難しいです。だから、それを「区民向けに変えてください」と言ったら変えてくれました。骨子は合っているのです。骨子は難しい話が入っているのだけれども、それをやさしく区民に向けて入るように。

それからもう 1 つ。このくらい厚い冊子は全区民に配れないです。そうすると、「その他どうするんですか」と聞いたら、ホームページに全部書いてあります。そんなの一般の人は何人見ますか。46 万数千人いるけれど、大半は見えてないのですよ。ごく一部の人達か見てない。ですから、オープンスペースでも使って告知をしたりということのある策定委員の時には申し上げました。そうしたら一回、中間でやったのです。そうしたら、非常に若い方、中堅の方など多種多様の方が来られて、いろいろな意見を言ってくくださったというのです。そもそもそれはなぜかという、やさしい言葉というか、分かりやすい言葉を是非使っていただきたい。もう、法律という訳が分からないというふうに思いますけれども、よくよく噛んでみればそんなに難しいことではないと思いますので、慣れている区役所の皆さんと先生方と、我々庶民は違いますので、やさしく分かりやすく言っていただきたい。

それから、中身はもう全部きれいに分かりやすく読みやすく、お金を使っていたら、印刷する紙によってもかなり読みにくい字と読みやすい字というのが分かると思います。ですから、今作っていただいている 2 つはすごくいい紙を使って読みやすくしていただいているところです。

それから、私、地域代表で来てますので、基本計画の方に戻れば、やはり、学校とのコミュニケーションは避難所の問題や、我々の町会の行事に子どもたちが参加してくださるイベントについてお願いしに行ったり、中学校であれば運動のところで審判などのお手伝いを願えないかという接触の度合いしか普段はないのです。普段、地域に求められているのは見守りです。それも大事な仕事だとは思いますが、今日は石田先生がお越しになられていますけれども、この前、青少年育成地区委員会でお目にかかってますし、そういうような形で色んな会議に出れば色んな方とお目にかかれる。本席でも、私の知らない世界の方々ばかりですか

ら、非常に勉強になっている。だから生涯学習と言われても、今が勉強なんですね。

余計なことを申し上げましたが、是非とも区民に知ってもらえるようなやさしい言葉で作ってください。

○委員長 ありがとうございます。委員から、分かりやすく、やさしい言葉でという非常に基本になるお話をいただきました。ありがとうございます。

続きまして、よろしかったらお願いをいたします。

○委員 前回、2019年から2023年の策定時の委員として、私は担当させていただいたと思います。先程、内容があまり変わっていないというお話もありましたが、実際、この前の時も、基本計画を作る時もそのような意見を言った方がいらっしやっただと思いましたが、内容は日々、年ごと年ごとに変わっていくのではないかと思います。

あと、主な事業内容は個々に書いてございますが、今度は文章化してくれるというところですね、より分かりやすく提示していただければいいと思っています。

○委員長 ありがとうございます。分かりやすくして欲しいと。では、委員、お願いいたします。

○委員 体系（案）で一点だけ、中学部活動の件です。これに付きましては、数年前から地域スポーツクラブが担うものだという講習会をだいぶ受けまして、来たら大変だなと思っていました。葛飾区でもいよいよ動くことになり、町内で調整してということで先程お話がありましたので、是非、実施になった時にはスポーツ推進協議会、また、総合型地域スポーツクラブ関係者を加えていただいて、一緒に考えさせていただけたらと思います。また、中学校の先生方にも熱意のある方がいらっしやるというお話は、今まで聞いていた事例とは全く違うお話で、今日はとてもいい収穫があったと思いました。どうもありがとうございました。

○委員長 いいお話をいただきました。ありがとうございます。それでは委員でもありません学校教育部長、教育長、次長、子育て支援部長、4人の皆さんにコメントいただければ有難いと思っております。その後に、委員のお二人から総括的なご意見をいただいて終わりにしたいと思っております。

○学校教育担当部長 本日は大変お忙しい中、積極的なご議論いただきましてありがとうございます。様々な委員からそれぞれ大切なキーワードをいただいたと考えております。また、最後、分かりやすくというお話もございました。そういったことを積極的に、皆さまからいただいた案、それからキーワード、これを取り込むような形で、いい計画が出来るように私どももしっかりと検討してまいりたいと思います。本日はありがとうございました。

○教育長 ありがとうございます。教育を取り巻く環境は非常に大きく動いていると私は思っております。年々、環境も変わっておりますし、また、考え方、目指す教育像というようなものも変わってきております。こういう計画を作ることで、区内の学校、幼稚園含めて、目指すべきところを共有するためにも、学校にとっても非常に必要な計画だと思っております。細かいところの調整を引き続き最後の最後まで続けてまいりたいと思っておりますので、ご意見よろしくお願い致します。ありがとうございます。

○委員長 共有の大切さを仰っていただきました。ありがとうございます。

○教育次長 皆さま、熱心なご議論をありがとうございました。今日の皆さまの話し合いをお伺いした中で、中学校の部活動の地域移行についてのお話が出ていましたので、若干、補足をさせていただければと思います。中学校の部活動の地域移行は、これまで出ていたよう

に教員の皆さんの「働き方改革」という視点と、もう一つは、やはり少子化によって、部活で活動していくには一つの学校ではなかなか活動が難しい、特に大人数が必要なスポーツもそうですし、文化活動もそうですけれども、学校単位では成り立たないという状況があって、そこをクリアして、子どもたちに多様な体験をしていただきたいということがあって、いわゆる学校単位にこだわらない地域移行という考え方も出てきております。これまで区としては、いわゆる地域連携を進めてきましたけれども、少子化の状況というのは本区も例外ではございませんので、地域移行ということについても、あわせて関係する所管、或いは団体としっかりと共有して作っていきたいと思います。その際には、教員の方の中には部活動をやりたいのだという方もいらっしゃるというお話でしたので、そういう方々がきちんと部活動に携われる仕組み、兼業であったり兼職であったり、そういったことになろうかと思っておりますけれども、そこについてもしっかりと整理をしていきたいと考えています。

○委員長 部活動の新しい視点を教えていただきました。ありがとうございます。

○子育て支援部長 今日の議論の中でも、家庭の中で、もう少し保護者として色々なことが知れたらば、もっと子どもによい接し方が出来たんじゃないかというお話がありました。今回、家庭教育ということでございまして、子育て支援部の中でも、教育そのものの仕方というか、子育てに関する悩みや相談を受け付けています。それは「子ども未来プラザ」という施設であったり、「児童館」であったり、それから「子ども総合センター」というところがございます。教育の悩みでも結構です。教育の専門的なお話があれば、教育委員会と連携をしながらお話をお伺いしていくことも出来ると思っておりますので、是非、ご相談いただきたいと思っております。

それから、今回の計画の構成案の中、第3章に子どもの権利の保障ということで話を入れてもらっています。10月に「児童相談所」が区に出来るということも含めまして、今、条例の制定を目指しているところでございます。そこに書かれているものは、あまり細かい具体的なお話というよりも基本的な考え方をお示するというのを重点にしていますが、「子ども観」といいますか、子どもの権利に関する考え方、権利の主体であるという基本的な考え方は明確にしていきたいと考えています。今回の教育振興基本計画にどういう形で反映していくかはこれからの議論だと思いますが、是非、その部分も注目していただきながら議論していただけると有難いと思っております。

○委員長 子育て支援に関して大事な視点をお話していただきました。ありがとうございます。

○委員 今日はいろいろなご意見を伺うことが出来て、大変私にとっても有意義でした。やはり教育界はGIGAスクール構想で大きく揺れて、やっと立て直しがスタートして、各学校も落ち着いて、学習に取り組めるような環境になってきたというところで、今後、こういうような環境を上手く引き継いで、子どもたちの学力向上に力を注いでいっていただきたいと思っております。特に、今回の学習指導要領で新しく出て来た情報活用能力。問題解決と言語能力とそれに付け加えて出来た情報活用能力というものを、学校教育の中で上手く培っていくということ、これはもう避けて通れないところに来ていますので、その辺にも注視をして、色々な事業を進めていただきたいと思っております。情報活用能力については、国も2022年初頭ぐらいに「教育データ利活用ロードマップ」を出しました。子どもたちの情報活用は、今、学校で進めていますけれども、色々な使い方をする中で、子どもたちがコンピューターを使って

います。そのコンピューターの中に子どもたちの様々なデータが蓄積されているわけです。しかも最近、学校に入っている企業がそのデータを企業のサーバーに落とし込んでいいる状況です。そのデータをどういうふうに扱っていくのかをまとめたものがロードマップで、今後8年間位をかけて方針を打ち出していこうと出した途端、チャットの人工知能が問題になってきて、かなりもうそこに蓄積されている。学校だけでなく、そのようなところにもデータが蓄積されているということが分かってきて、デジタル庁と総務省と4つぐらいの関係省庁がこのロードマップを出して、きちっとやっていきましょうと謳い出したわけですが、時すでに遅しという感じがします。今回の区の計画にそういうことがほとんど触れられていないので、もう一度、そのロードマップをご検討いただいて、区としてどういうふうに取り組んでいくのかをどこかに入れておかないといけません。この案の5年後では絶対に遅いので、先取りをしていくぐらいのつもりで取り入れていくことを頑張ってくださいと思って話を聞いておりました。

○委員長 非常に大事な指摘をいただきました。ありがとうございます。

○委員 どうもありがとうございます。色々と案を練っていただいて、大変、具体的な方向性が見えてきたと思うのですけれども、やはり優先順位を付けていかないと、全部やろうとしても、なかなか難しいだろうと思います。優先順位を付けるということは、予算配分にもいくと思うのですが、出来るだけ数値目標を出せるところは出すという形をされた方がいいということ。また、大変素晴らしい案ですけども、これを具現化するアクターは誰なのか。皆さんにお任せするというわけには多分いかないと思うので、そうしますと、本日欠けていたのがPTAという存在は全く入っていない。それから、学校と部活動に入ってくる外部指導員なのかどうなのかということで、色々なアクターが入ってくる。その辺をもうちょっと明確にした方がいいと思います。

あと二点ございます。一点は、基本方針3(1)の①と②が「障害者」になっています。この辺はちょっとお考えになって、「害」という言葉を平仮名にするという方向で出来るのであれば、それだけセンシティブであることが分かると思います。

もう一点。今日は2時間ずっと座りました。座った会議というのが一番健康に悪いということが、運動生理学的に分かっております。45分経ったら1回立って血液循環を良くしないと、2時間、たばこを吸っていたのと同じような影響が体にあるということでございます。今後は1時間ぐらい経ちましたら1回立って、30秒ぐらい動いて、頭をすっきりさせて話が出来るといいと思います。

○委員長 3つ目の点、大事ですよ。私もちょっとうっかりしていました。「全員立ちましよう」「運動しましよう」というのをこれから入れましようか。非常にいい指摘いただきました。ありがとうございます。

本当に時間が過ぎて申し訳ございませんけども、私も二点、お話をしたいと思っています。今、皆さんが仰ったことは非常に大事な点で、嬉しく思ってお聞きしました。

一点は、最初の会議が始まる時に申し上げましたけれども、子ども一人を真ん中に置いた時に、我々がどうそれを見るかということを上げました。そのことと関連してみると、子どもたちはこの基本計画を見ながら、じゃあ、私はどういうふうに住きたらいいんですかと、子どもは絶えず発してるんだと思います。その問いに私達は答えなくてはいけないと思ってまして、子どもの生き方、或いは子どもの存在にどういうふうに関わってるのか

と、そういうコンセプトが必要だろうと思います。そういった意味では、学校教育も家庭も社会教育も、問われているというのが、教育という言葉。教育振興基本計画ですから、教育とは何かという根本をしっかりと問われているわけです。理屈っぽく申し上げて恐縮ですが、今の学習指導要領も今から5年前に告示されていますが、その時に言われたのが、ものの見方・考え方ということを行っているわけです。よく学生達にも言うのですが、これは今に始まったことではなくて、ギリシャ時代から言われてきたことなのです。ギリシャの哲学をもう一回みんなで考えようという提案をして学生達と学ぶのですが、子ども一人一人が、大人、親も含めて先生も含めて地域社会も含めて、どう私を見ていてくれますかと、その根本が問われていると、そういう体系や構想であるべきと思っています。そこら辺をどういうふうに入れられるかを事務局にご苦労かけますけれど、検討してもらえると有難いと、その意見が大半の皆さんの意見だと思って申し上げました。つまり、考え方や理念が問われているということだということです。

2つ目は、具体的な話です。委員もご指摘されましたけれども、構想の中に情報化社会の進展、蓄積されたものをどう入れるか、それはどうしても避けて通れない。ここ2、3カ月でチャットGPTが出て来ましたが、もう学生達も使っています。実際、レポートにそういうのが出て来ます。それをチェックするのが大変で、学生のことを信頼するとしか言いようがないのですが、非常にいい文章が書けてくる。学生をそういうふうに見てはいけないうのだけれども、今までの学習状況からすると、心の中で「ん、君が書いた文章なの？」と言いたくなる場所もあるんですね。それは言ってはいけないうので、「うん、成る程」という感じなのです。そういった部分がどうしてもこの中に落とし込めていないという点を申し上げたかったことでした。

この体系も構想も、横並びになっている気がします。これに縦の竹串を通すと、何が通るのだということ、一貫して通るものがある気がします。学校教育も家庭も社会教育も生涯教育も全部通るものがある気がしますので、そこが何なのかを明らかにした時に具体的な施策が出て来るといった感じがします。それは取りも直さず、行政の皆さんにしてみると、担当部局の縦割りをどうみるか、横割りをどうバランスをとるのかということにも関わってくるという感じがします。一般的にいうと役所の皆さんは縦割りになりがちだという話がよくあります。そこら辺りはやはり、内面的な部分も含めて考えないと、この教育という言葉には応えていけない気がします。そういった意味では、教育がもっている縦横のバランスのとり方、中身の内面性の深さ、単なる形式では済まない、暗黙知を大事にしないと乗り越えられないところがあると思います。縦軸をどうするのか、横軸をどうするのかという、先程申し上げた理念と構想の部分で2つのテーマをこれから考えていただくと有難いと思って申し上げます。

時間が15分過ぎてしまったんですけれども、皆さん、折角なので、ここで仰りたいことがあったら仰っていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員 先程お話をした教育データ利活用ロードマップの中でもそういうことが出ていて、子どもの立場で、子どもの視点で、色々なものを見ていくのが抜けているということです。そのロードマップの最後には教育の一番の当事者である子どもたちの意見も聞きながら施策を推進していきたいということが書かれています。その辺に立ち戻ることは大事だと感じがしております。

○委員長 フォローを付け加えていただいて、ありがとうございます。教育という二文字は子どもの目を失ったら意味はないということを私達は肝に命じておきたいと思っております。

時間が過ぎて申し訳ございませんでした。それでは、議論はここまでにさせていただきまして、事務局から何かございますでしょうか。連絡事項等、お願いいたします。

○教育総務課長 本日、机上にお配りをさせていただいた今後のスケジュールについて、若干触れさせていただきたいと存じます。A4横の「今後のスケジュールについて」をご覧ください。次回、第5回は6月20日火曜日2時半から、会場はこちらの7階の705・706会議室を予定してございます。ご検討いただく内容については、計画の体系（案）に付いて、本日皆さまから頂戴いたしましたご意見・ご指摘などを含めまして、そしてまた、私どももそうしたご意見等をいただいた前提で、改めて自己点検などをしながら、こちらの体系（案）を精査してお持ちしたいと思っております。そして、二点目の議題としてご説明申し上げました計画の構成（案）、こういう形での章立てというものをご覧いただきましたけれども、この構成（案）の第1章から第3章のところについて、具体的な文章で落とし込んだものをご用意して、皆さま方にご意見・ご指摘などをいただきたいと思いますと思っております。

第6回は、7月31日月曜日10時からで予定してございます。会場はこちらで変わりはございません。内容といたしましては、計画の素案についてご検討いただく予定でございます。先程の構成（案）で言うと第4章。次の第5回で体系（案）についてご了承いただければ、今、イメージ図のような形で表でお示ししている体系（案）に文章等を肉付けしたものをご用意して、第1章から第5章まで文章で整えたものを素案という形でご用意して、ご議論をいただきたいと思いますと思っております。

その後、全ての区民の皆さま方に対して、その素案をお見せしてコメントをいただく、いわゆるパブリックコメントを実施いたしまして、そのパブリックコメントでお寄せいただいたご意見、そしてそのご意見を踏まえて、どこをどう修正したのかといったことも踏まえて、11月上旬、まだ日付は未定ではございますけれども、計画（案）という形で皆さま方にご検討いただく流れとして考えてございます。なお、進捗の状況によっては、追加の策定検討委員会の開催、あるいは日程の変更等の可能性もございますので、ご承知おきいただければと存じます。また、添付しております2枚目には6月20日の開催通知をご用意しておりますのでご確認ください。ご出席いただけるよう、お願い申し上げます。

○委員長 はい、ありがとうございます。次回は6月20日ということで、案内をしているということでお話がございました。

なお、今日の議論でこれが足りなかったという点がある方は5月24日水曜日までに事務局にメールなり、何らかの形でお伝えいただければと思っております。委員の皆さん総出で、素晴らしい教育の構成案が出来るといいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願ひしたいと思っております。では、6月20日にお会いしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

毎回早く終わろうと思っておりますのですけれども、時間が延びて本当に申し訳ございません。大変、委員長として恥ずべきことではございまして、反省いたしております。次回もよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。